

第1回 山田・東児中学校 再編準備委員会 会議次第

日時：令和7年8月22日（金）18:00～
場所：東児中学校 音楽室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員・職員紹介 (資料2)

4 委員長・副委員長選出

5 玉野市立小中学校再編準備委員会運営方針について (資料3)

6 議 事

(1) 再編準備委員会の概要について (資料4)

7 その他

次回開催予定期限 令和7年11月上旬頃

8 閉 会

※配布資料

- ・資料1 玉野市立小中学校再編準備委員会設置要綱
- ・資料2 山田・東児中学校再編準備委員会委員名簿
- ・資料3 玉野市立小中学校再編準備委員会運営方針
- ・資料4 再編準備委員会の概要について

玉野市立小中学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 玉野市立小中学校の再編を円滑に推進し、学校、保護者及び地域が協働して再編の準備や諸課題について協議を行うため、玉野市立小中学校再編準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(設置の時期)

第2条 準備委員会の設置の時期は、玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画に記載された再編時期を考慮し、教育委員会が決定する。

(所掌事務)

第3条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育活動等に関すること。
- (2) 児童生徒の指導に関すること。
- (3) 通学方法及び安全確保等に関すること。
- (4) P T A組織及び運営等に関すること。
- (5) 学校の所有する財産に関すること。
- (6) 再編に係る式典及び行事に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、再編に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 準備委員会は、再編後の学校区ごとに設置するものとし、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係学校の長及びその推薦を受けた関係学校の教職員
- (2) 関係学校の保護者の代表者
- (3) 関係学校の学校運営協議会の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、準備委員会の設置時から所掌事務が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 再編後も継続した協議が必要な場合は、準備委員会と教育委員会で協議の上、継続協議する内容及び組織体制等を決定する。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説

明若しくは資料の提出を求めることができる。

- 6 教育委員会は、議事の概要を市民及び関係者に周知するものとする。ただし、第3項ただし書の規定により会議を非公開とした場合を除く。

(部会の設置)

第7条 準備委員会の効率的な運営を図るため、次に掲げる部会を置くこととし、第3条各号に定める事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を準備委員会に報告するものとする。

- (1) 総務部会
- (2) P T A部会
- (3) 学校運営部会
- (4) 通学・安全部会

- 2 部会は、委員で組織する。

- 3 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

- 4 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により決定する。

(部会の構成及び会議)

第8条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

- 5 部会長は、調査、検討及び協議の結果を準備委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員は、無報酬とする。

(庶務)

第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会学校再編推進課において処理する。

- 2 部会の庶務は、教育委員会学校再編推進課及び部会において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(特例措置)

- 2 この要綱の施行日以後最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、準備委員会が解散した日の翌日にその効力を失う。

別表（第7条関係）

部会名	所掌事務
総務部会	1 学校の名称、校章、校歌等に関すること。 2 式典に関すること。 3 歴史、財産に関すること。 4 他の部に属さない事項に関すること。 5 その他再編に必要な事項に関すること。
P T A部会	1 組織の統合、役員選出に関すること。 2 規約、規定の見直しに関すること。 3 P T Aの財産の引継ぎに関すること。 4 再編前の交流、事業、行事に関すること。 5 制服、体操服等に関すること。 6 その他再編に必要な事項に関すること。
学校運営部会	1 学校運営、教育内容に関すること。 2 学校の施設、設備に関すること。 3 備品の引継ぎに関すること。 4 再編前の交流、事業、行事に関すること。 5 地域交流に関すること。 6 その他再編に必要な事項に関すること。
通学・安全部会	1 通学路に関すること。 2 通学方法に関すること。 3 スクールバスの運行に関すること。 4 通学路の交通安全、防犯対策に関すること。 5 その他再編に必要な事項に関すること。

山田・東児中学校 再編準備委員会 第1回全体会 【資料2】

山田・東児中学校 再編準備委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	学校区	区分	氏名	部会				
				総務	PTA	学校運営	通学安全	
1	山田中	山田小学校保護者代表	三宅 智美	<input type="radio"/>				
2		山田小学校保護者代表	片山 順菜		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
3		後閑小学校保護者代表	奥 仁美	<input type="radio"/>				
4		後閑小学校保護者代表	諏訪 広美		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
5		山田中学校保護者代表	片山 聰美		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
6		山田中学校保護者代表	飯沼 佳代	<input type="radio"/>				
7		山田中学校区地域代表	藤原 明美				<input type="radio"/>	
8		山田中学区区地域代表	渡部 利枝	<input type="radio"/>				
9		山田中学校 校長	松岡 栄治	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
10		山田中学校 教頭	下浦 秀久		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
11	東児中	胸上小学校保護者代表	藏本 謙子		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
12		胸上小学校保護者代表	難波 くるみ	<input type="radio"/>				
13		東児中学校保護者代表	三宅 仁美		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
14		東児中学校保護者代表	南條 亜衣子	<input type="radio"/>				
15		東児中学校区地域代表	一守 行将	<input type="radio"/>				
16		東児中学校区地域代表	合田 優子	<input type="radio"/>				
17		東児中学校 校長	大山 都	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
18		東児中学校 教頭	山本 孝司		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
19	行政	教育総務課 係長	石原 路子	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		
20		学校教育課 主幹	入口 大志		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
21		協働・交通政策課 主査	新 仁司				<input type="radio"/>	
22		土木課 主幹	星島孝一朗				<input type="radio"/>	
				計	11	8	6	
							8	

<事務局>

玉野市教育委員会	教育長	多田 一也
	教育次長	萱 哲司
	学校再編推進課 課長	森 真志
	学校再編推進課 参事	清山 智保
	学校再編推進課 主査	小崎 隆
	学校再編推進課 主査	藤田 直也

令和7年7月9日
玉野市教育委員会

玉野市立小中学校学校再編準備委員会運営方針

1 会議開催の周知について

開催日時や開催場所が決まり次第、速やかに市ホームページを通じて周知します。

2 会議について

(1) 「玉野市立小中学校再編準備委員会設置要綱」（以下、「設置要綱」という。）第6条第3項により、原則公開とします。

ただし、案件により、委員長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができるものとします。

(2) 会議録は、要点筆記、発言者無記名で事務局が作成の上、市ホームページを通じ公開します。

3 会議の傍聴について

(1) 傍聴希望があつた場合の対応

会場内に傍聴席を設けます。（会場の収容定員に応じて人数制限あり）

傍聴希望者は、係員の指示に従い、会場入口付近に設置する受付において、必要事項（氏名、住所）を記入します。なお、会議の途中で、傍聴の申し出があつた場合も、同様の取り扱いとします。

(2) 傍聴の禁止、傍聴の遵守事項等は、「玉野市教育委員会会議傍聴人規則」を準用します。

<傍聴の禁止>

- ① 酒に酔っていると認められる者
- ② 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- ③ その他教育長において傍聴を不適当と認める者

<傍聴人の遵守事項>

- ① みだりに傍聴席を離れないこと。
- ② 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- ③ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑤ 帽子をかぶらないこと。
- ⑥ その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(3) 傍聴人が会議の運営方針に従わないときは、これを制止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができるものとします。

4 委員が欠席する際の取扱いについて

委員がやむを得ない理由により、会議に欠席するときは、事前に事務局へ報告することとします。また、欠席する場合においても、意見があるときは、文書などで事前に申し出ることができますとします。

5 会議の資料について

会議で使用する資料は、事務局が作成します。

会議資料は、会議が開催される前までは、委員のみ情報共有し、部外秘とします。会議開催前に委員以外の人に資料を見せたり、内容を話したりすることは控えてください。

会議資料は、会議開催後、事務局が市ホームページを通じて公開します。

6 会議の議事進行について

議事については、準備委員会では委員長が、各部会では、部会長が進行を行います。

7 守秘義務について

設置要綱第9条の規定により、委員は、再編準備委員会の中で、資料や事務局からの説明等で知り得た情報を準備委員会外の者に漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。ただし、事務局から公表されている資料や情報は除きます。

8 協議の進め方

再編準備委員会は、玉野市立小中学校の再編を円滑に推進し、学校、保護者及び地域が協働して再編の準備や諸課題について協議を行うために設置するものです。

再編準備委員会は、学校再編を前提とし、再編後の具体的な学校運営等を協議する場です。玉野市立小中学校適正規模・適正配置計画の方針自体を協議する場ではありません。

(1) 小中学校の再編準備にあたっての基本的考え方

- ① 再編については、「新しい学校が誕生し、新しい学校文化を創造する。」という理念のもと進めます。
- ② 大きな方向性は大人が責任をもって決め、細かいことは子どもの意見も取り入れながら決定します。児童生徒も積極的に新しい学校生活の準備に参画できるよう配慮し、主体性を育てる絶好の機会にします。
- ③ 各学校の歴史と伝統、文化を大切にすることを常に意識しながら進めます。

9 広報・情報発信について

(1) 市ホームページを通じて積極的に情報発信を行います。

(2) 準備委員会での取り組みや、会議での協議結果などは、「再編準備委員会だより（仮称）」の発行を通じて、保護者や地域の方にお知らせしていきます。

第1回 再編準備委員会・全体会

【山田中学校・東児中学校】

2025年8月22日

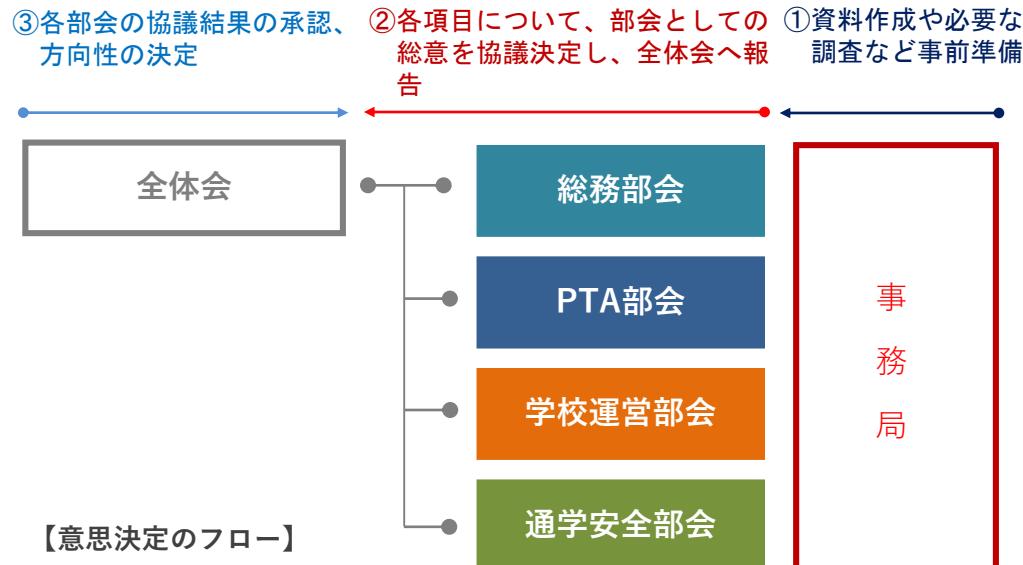
玉野市教育委員会

た
ぐましへ

ま
なんで

の
びる
たまのつ子

1 再編準備委員会の設置の目的と部会の意思決定



○ 目的

新たな時代を生きる子どもたちに、より良い教育環境を提供し、玉野市の教育の質を一層向上させることを目指し、保護者、地域、学校、行政が一体となって再編の準備や諸課題について協議を行う「玉野市立小中学校再編準備委員会」を設置します。

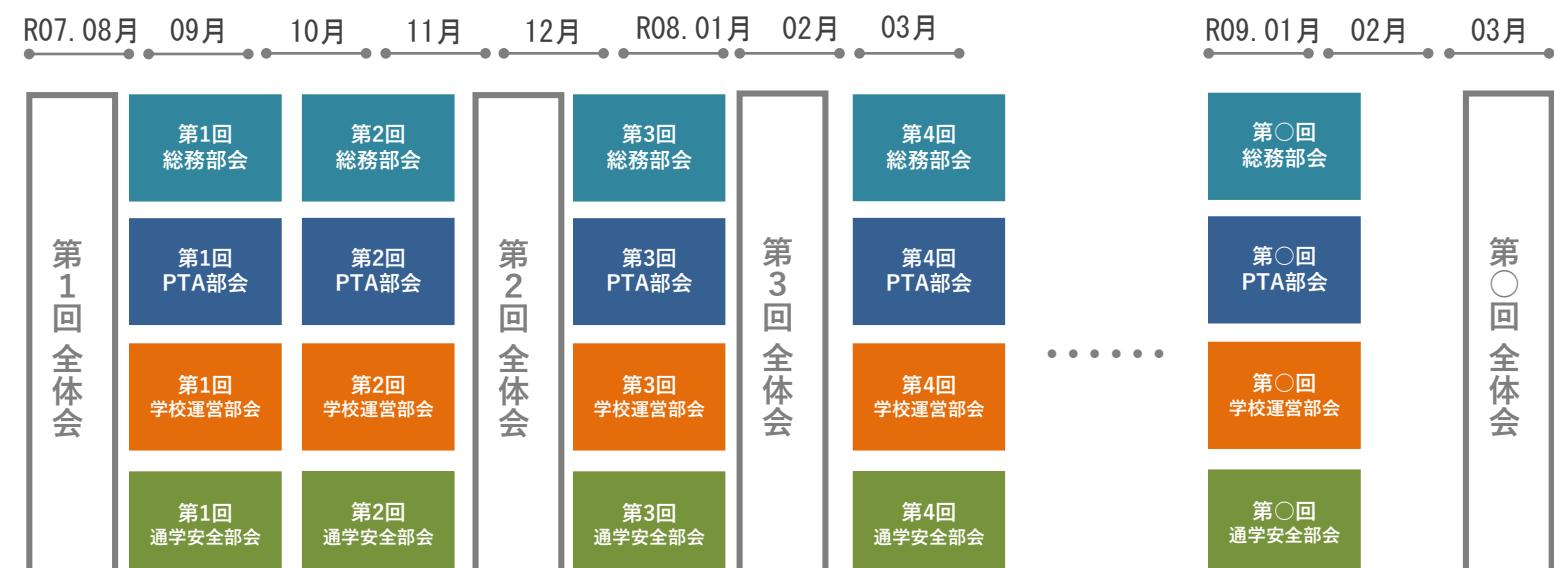
○ 部会の意思決定

再編整備については、各部会で学校名やPTA組織、教育方針、通学路など様々な項目について検討を進めていきますが、具体的な意思決定は、図のとおり、各部会で協議・決定し、最終的に全体会で協議結果を承認、方向性の決定をしていきます。

2 全体会・各部会の進行イメージ

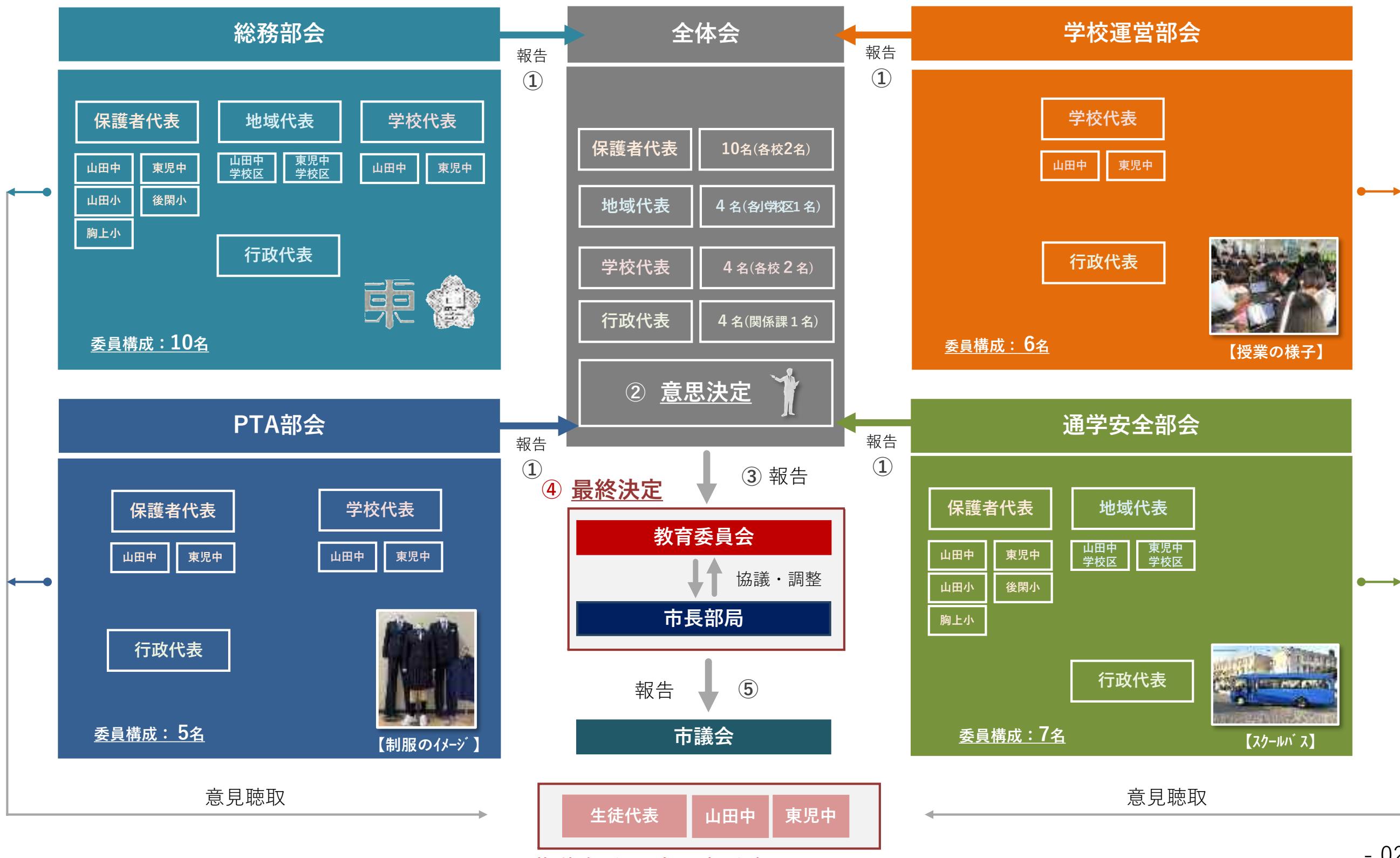
全体会・各部会は、令和7年8月に設置しますが、設置期間は、各部会で検討する項目内容が最終決定するまでとなります。

また、検討に当たっての大まかな進行イメージは右図のように、8月22日の全体会を皮切りに、1~2月に1回のペースで各部会を開催・検討を行い、各部会での一定程度の協議内容が決定した段階で、定期的に全体会を開催するという流れで進めています。



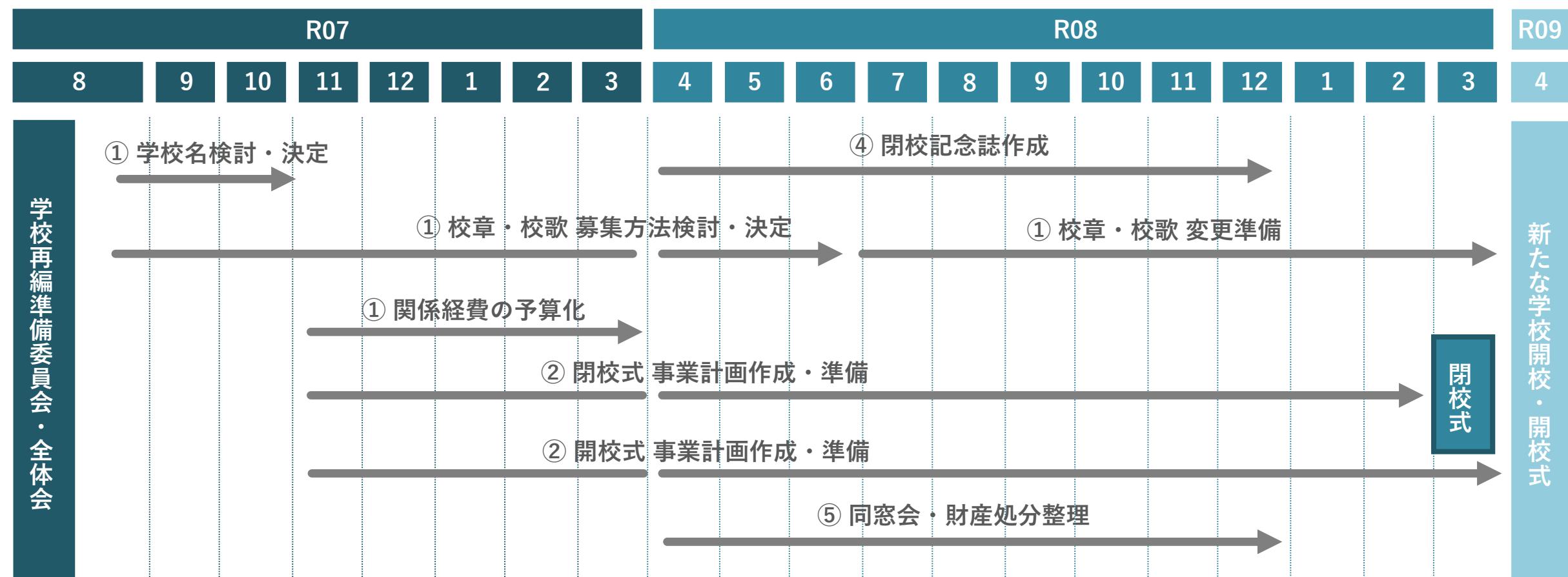
3 再編準備委員会の体系図

(図はイメージ)



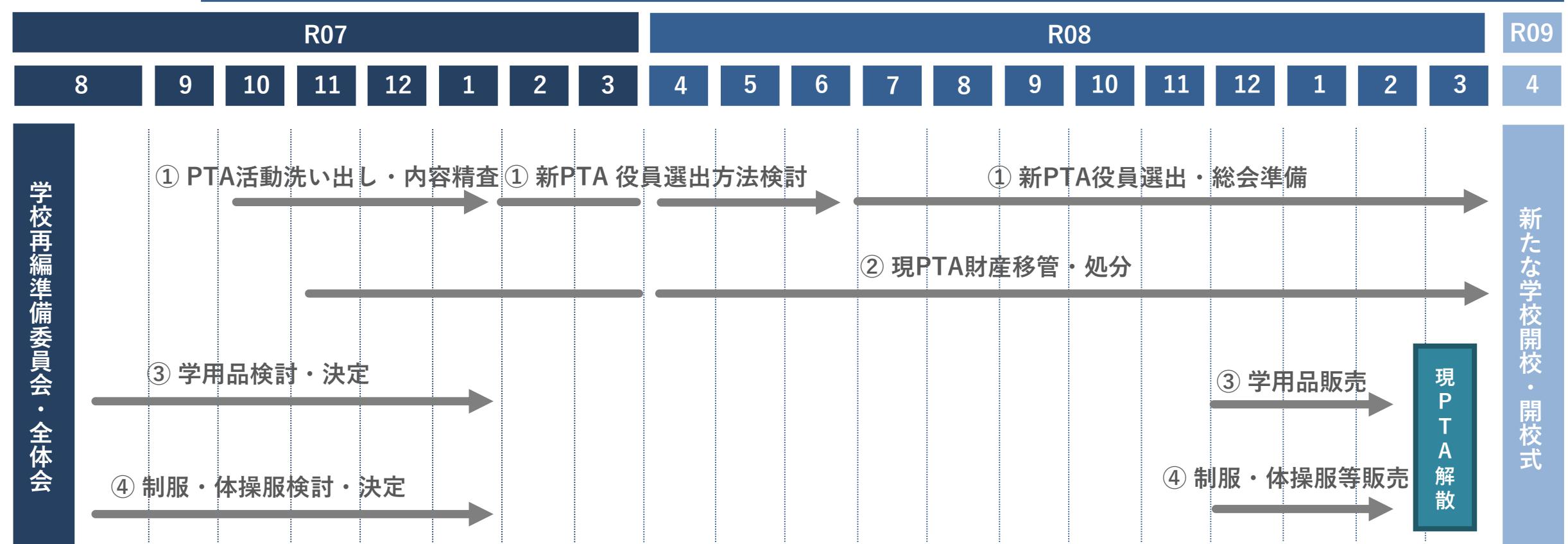
4 総務部会における検討項目・スケジュール

検討項目	<u>① 学校名、校章、校歌、校旗</u>
	学校名：公募など決定方法検討　校章・校歌：デザイン募集、校歌（歌詞・曲）募集　必要経費の予算化
	<u>② 式典</u>
	閉校式・開校式：実施時期・規模・内容検討 (各中学校を別日で設定)
	<u>③ 財産処分</u> <u>④ 歴史継承</u> 閉校記念誌作成　歴史的財産：卒業アルバム、トロフィー、賞状等
	<u>⑤ 同窓会</u>



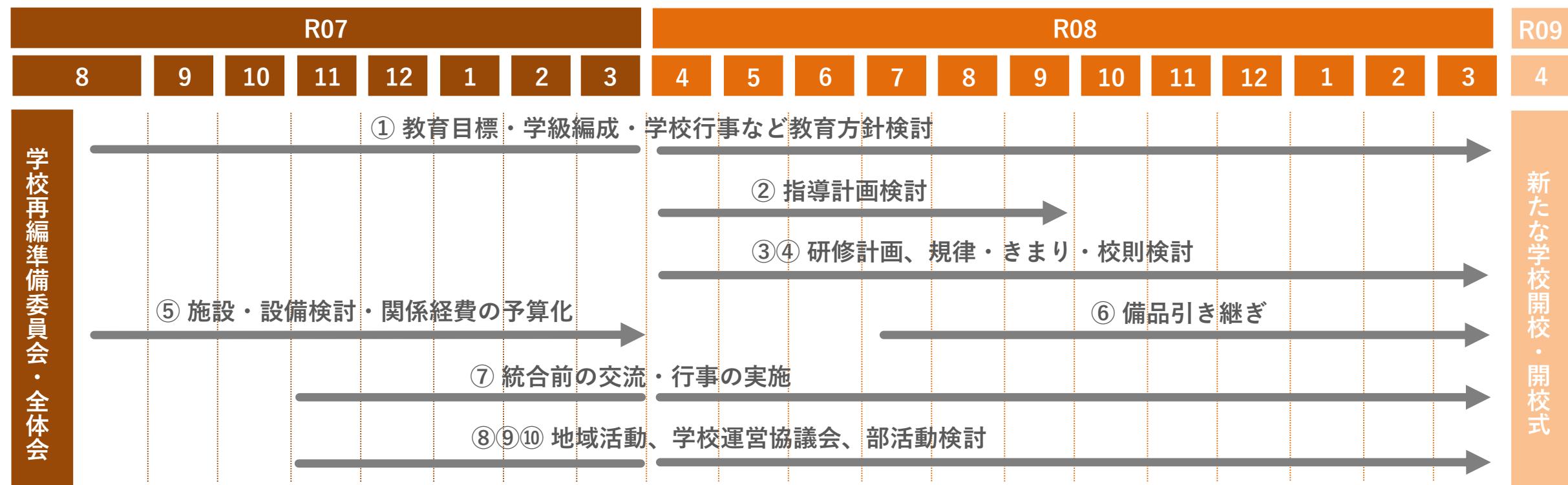
5 PTA部会における検討項目・スケジュール

検討項目	① PTA組織全体
	PTA組織：各校の活動の洗い出しと内容精査 役員選出：選出方法検討
	規約・会費・予算等：予算、会費の在り方、現PTAの予算配分・残額処理
	②財産の移管・処分
	現PTA財産の移管及び処分
	③学用品
	学用品検討：通学用・体育館シューズ、上履き、カッター・ポロシャツなど
	④制服・体操服等
	制服・体操服・鞄・サブバック：デザイン（業者選定）など

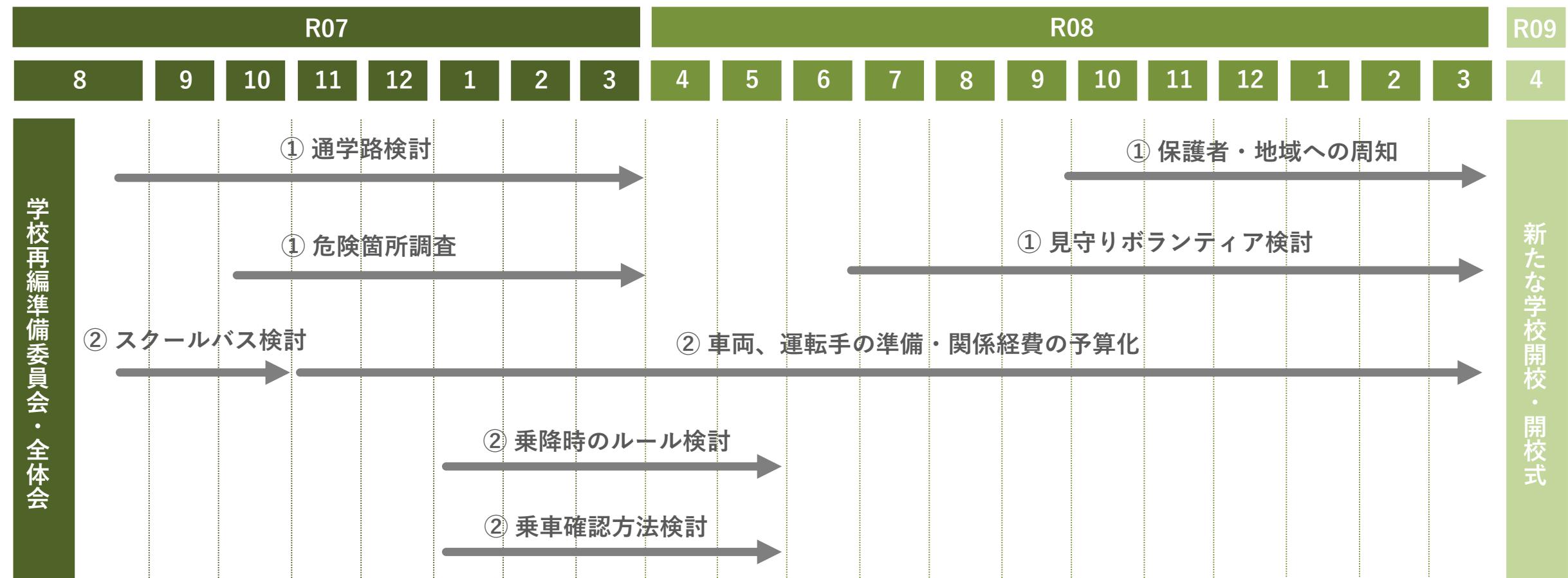
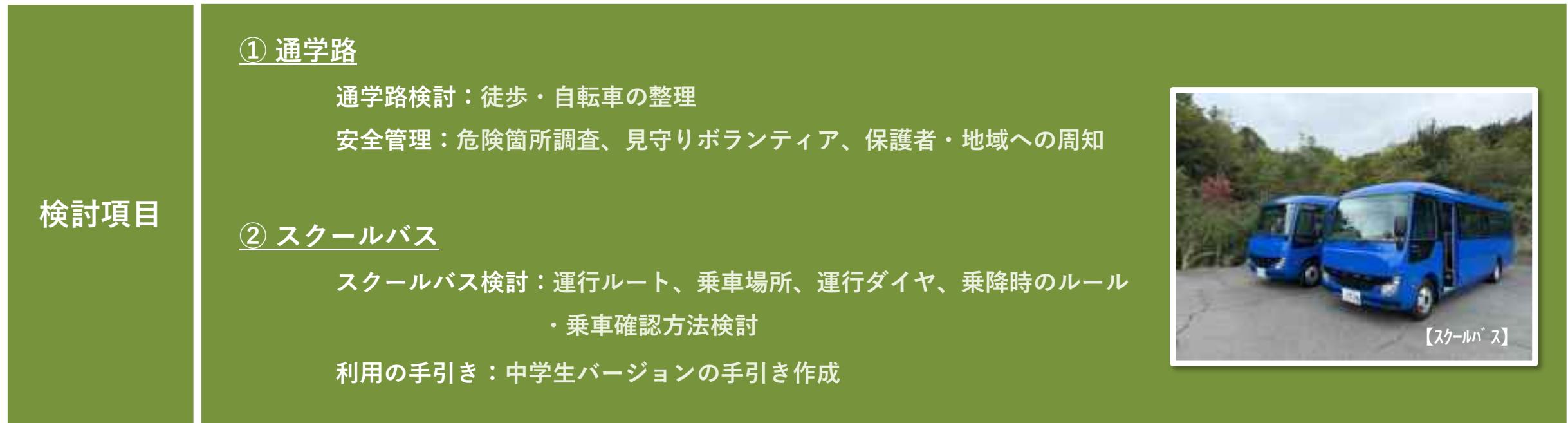


6 学校運営部会における検討項目・スケジュール

検討項目																			
	① 教育方針	教育目標・学級編成・学校行事等																	
② 指導計画	時程表・時間割：特色ある年間指導計画検討																		
③ 研修計画																			
④ 規律・きまり・校則																			
⑤ 施設・設備	再編後の施設整備検討：学校施設整備の規模・手法検討																		
⑥ 備品引き継ぎ																			
⑦ 統合前の交流・行事	生徒同士の交流事業：オンライン事業、生徒会、委員会等																		
⑧ 地域活動	再編後の地域活動の在り方検討																		
⑨ 学校運営協議会																			
⑩ 部活動																			



7 通学安全部会における検討項目・スケジュール



8 情報発信

再編準備委員会での協議事項や決定事項については、「再編準備委員会だより」を作成し、各学校や保護者、地域の皆さんに、隨時、お知らせしていきます。

「再編準備委員会だより」は、市HPを通じて情報発信していきますが、HPにアップした場合には、保護者の方には保護者連絡ツール(totoru等)でお知らせします。

**No.1
再編準備委員会だより**

再編準備委員会を設置しました。

令和9年4月に、山田中、東児中の2校を再編するため再編準備委員会を設置しました。準備委員会では、再編に向けて、様々な協議・調整を行っていきます。今後は、再編準備委員会での検討事項や決定事項を随时「再編準備委員会だより」でお知らせしていきます。

学校の適正規模化は「児童生徒の学習環境の維持・向上」が最大の目的です。保護者・地域の皆様のご理解とご協力をお願いします。

再編準備委員会全体会を開催しました。

当日の主な説明内容

○学校再編準備委員会とは



準備委員会は4つの専門部会を設置し、学校再編に必要な項目について、具体的に進めています。部会の方針を準備委員会で決定し、教育委員会に報告し、採種的な意思決定を行います。

【ホームページに「委員会だより」を掲載】



「No.1 再編準備委員会だより」を作成しましたので、保護者の皆さんにお知らせします。「再編準備委員会だより」は今後も、随时作成し、情報発信させていただきます。

玉野市教育委員会より




【アプリでお知らせ】